

パブリックコメント意見の要旨と市の考え方

- 案 件 十日町市住民投票条例（原案）
- 募集期間 平成 26 年 11 月 28 日～平成 27 年 1 月 5 日
- ご意見の件数（意見提出者数） 1 人
- ご意見に対する市の考え方

ご意見提出者様	
ご意見	市の考え方
<p>[1] 第2条（3） 「専ら特定の住民又は地域に関する事項」の場合、「全市域を対象に意見を確認する必要性が低い」 [解説の（3）例示②] とされる根拠を明示ください。</p> <p>合併後 10 年を経ても、今だ旧市町村等、地域を超えた真の合併には至っていないとの声を多く耳にします。振興会を核とする地域ごとの議論や問題解決の場も重要ですが、一方で過疎高齢化に伴い、課題を特定の地域のみで解決することは困難となっています。</p> <p>今後は、地域や立場を超え、お互いの問題を我がこととして考え、共に手を携えて取り組んでいくことが必要ではないかと思います。市の協働推進やまちづくり条例制定も、このような見地から行われているのではないでしょうか。</p> <p>よって、「専ら特定の住民又は地域に関する事項」は、「全市域を対象に意見を確認する必要性が低い」と判断するのは、今後の地域の将来を考えると可能性を狭める見解のように感じられます。協働推進等、市の施策との関連性も含めて、見解をご呈示いただけますでしょうか。</p>	<p>住民投票条例（原案）についてご意見をいただき、誠にありがとうございます。原案第2条第3号の規定について頂戴したご意見に回答させていただきます。</p> <p>条例（原案）では、住民の代表機関である市長及び市議会による市政運営を基本としたうえで、市政を二分するような重要な政策課題が生じた際に、住民の意思を把握する、あるいは住民自らが意思を表明する機会として住民投票を位置付けております。</p> <p>このことから、住民投票の対象となる事案は、市全体で広く共通の課題として認識をされるものである必要があります。特定の住民または地域にのみ利害関係が発生するような事案は、市全体で共通の課題として位置付けることが困難であり、市を二分するような重要な課題とはなり得ないと考えられることから、解説編において「全市域を対象に意見を確認する必要性が低い」とさせていただいたものです。</p> <p>なお、「専ら特定の住民又は地域に関する事項」は、地理的な条件にのみ帰属するものではなく、住民投票の実施を必要とする事案が、全市的にまちづくりの課題として共有できるテーマか否か、個々の事案に応じて判断をされ</p>

	<p>ものとして考えております。</p> <p>ご意見にありますとおり、過疎化の進行などにより、地域のみで課題を解決することが困難なケースも十分に考えられ、地域や立場を超えて、市全体が融和と連携をした中で一体となってまちづくりの課題解決に取り組んでいくことも求められます。そのためには、地域自治組織や26を数えるNPO法人や市民活動団体など、これまでのまちづくりの取り組みの中で育まれてきた様々な公共主体や仕組みを更に拡充させることによる協働のまちづくりの進展が重要であると考えております。</p>
<p>[2] 第1条 住民投票条例は、「まちづくり基本条例第37条第6項の規定に基づき、住民投票の実施に関し必要な事項を定める」とし、住民による投票実施請求には「市議会議員及び市長の選挙権を有する者の3分の1以上の連署」が必要と定められています。</p> <p>この「3分の1」の数字については、すでに「まちづくり基本条例」検討時に議論になつた部分ではありますが、改めて本条例における補足条項（連署3分の1に満たない場合でも、必要と判断される場合には実施請求を可能とする条項）の検討をお願いしたく存じます。</p>	<p>住民による住民投票の実施請求要件の数値については、ご意見にありますとおり、まちづくり基本条例の検討において議論が重ねられ、次の2つの点から有権者の3分の1以上の連署が必要であるとして規定させていただきました。</p> <p>1点目として、住民投票は頻繁に行使されるべき制度ではないと考えられることです。市政は、住民が選挙によって選んだ市長及び市議会という代表機関によって運営されることが基本であることから、住民投票は住民の意思を直接把握する必要がある重要な課題が生じた場合にのみ実施されるべきものと考えております。</p> <p>2点目として、実施請求をされる事案が市政を二分するような重要な課題であるか否かを判断するために、地方自治法に定める長の解職請求及び議会の議員の解職請求、市議会の解散請求に相当する要件としたものです。</p>
<p>住民投票を行う意義のひとつには、市議会や市政の場になかなか上がってこない「議題／問題」を検討俎上に上げ、広く市民の間で議論を行うことがあるのではないかと考えております。</p>	

<p>ある時点では、「問題」に気づいている人が少ない、または関わる人数が少ない課題であっても、重要な案件は存在します。学生（成人）や冬期不在の高齢者など、住民登録されても、「連署」が難しい住民もあり、必要数と可能数の開きが構造的に存在します。</p> <p>市担当者や市議・地域メディアと何らかのコネクションを持つ、一部の声の大きな住民や団体のみならず、様々な立場の市民や団体の抱える問題を公に検討する手段として、「住民投票」を位置づけることも必要なのではないでしょうか。今後、市の施策通り、地域コミュニティに血縁や人的コネクションを持たない移住者が増えていった場合、さらに「住民投票」のような法的手段が重要になると考えられます。ぜひ改めてご検討のほどよろしくお願いいたします。</p>	<p>条例に基づく住民投票の投票結果が法的拘束力を持たない諮問型であることも踏まると、有権者の3分の1以上の連署を以って実施の請求がされ、投票が実施された住民投票の結果が持つ重みは、間接民主制を補完する機能として大きな意義があるものと考えております。</p> <p>まちづくりにおいて、立場が異なる住民の皆さまが抱える様々な課題を公の課題として検討する仕組みとして、市では「市長とふれあいトーク」の実施や「市長への便り」、地域自治組織等による地域内の意見集約など、様々な取組みを行っております。</p> <p>のことから、市では、住民投票はこれら様々なまちづくりの仕組みを活用し、市政における重要な課題が公になったうえで活用される制度として捉えており、住民投票制度は、地域課題を公のものとして検討し、意見を聞くための手段としては捉えておりません。</p>
---	---